

<巻頭言>

改正健康増進法 —変わる受動喫煙対策—

牛山明

国立保健医療科学院統括研究官

Revised Health Promotion Act: New stage of passive smoking measures

USHIYAMA Akira

Research Managing Director, National Institute of Public Health

2005年2月に発効した世界保健機関（WHO）による「タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約（WHO Framework Convention on Tobacco Control:FCTC）」は、今年満15年を迎え、世界各国で一層の取組みが求められている。「保健医療科学」では、第64巻第5号（2015年10月）に「たばこ規制枠組条約に基づいたたばこ対策の推進」の特集を刊行しており、ご関心のある方はぜひお読みいただきたい。我が国においては関係機関の様々な努力が続いているが、WHOからの評価に基づく、日本におけるタバコ対策は不十分な状況が続いてきた。特に、受動喫煙からの保護についてはFCTCの第8条において、締約国には、たばこ煙にさらされることからの保護のための立法的措置が求められていること、また（2021年に延期となったが）東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、「たばこフリー」を目指すことが求められてきた。

これらの背景のもと、令和2年4月1日より改正健康増進法が全面施行となり、受動喫煙防止対策が強化されることとなった。改正法では、一定の場所を除いて多くの人が利用する施設において禁煙とすることが法律上の義務として明記され、これに違反した場合は、都道府県知事が改善について指導、勧告、命令等を行い、さらに従わない場合は過料が課される。法施行により、望まない受動喫煙が生じない環境の整備が推進されることとなり、保健医療に携わる者にとっても大きな意義を持つものである。

そこで本特集では改正法についてまずその概要を述べ（藤下の稿）、受動喫煙の健康影響について、その歴史的背景とともに詳述し（片野田の稿）、全体像を把握していただくこととした。そして改正法により大きな対応を求められる飲食店について、「飲食店側の対応（伊藤の稿）」および「禁煙化による経営への影響（姜らの稿）」を解説していただいた。保健所の対応については、令和元年に保健所長会で行った改正法に対する調査結果に基づき、保健所の機能についてまとめた（鈴木らの稿）。また、禁煙化を行った施設において、今後残留たばこ煙による三次喫煙の問題も懸念されることから、その課題についても紹介する（戸次らの稿）。一方で、我が国では加熱式タバコ使用者が急増し、たばこを習慣的に吸う人のうち、加熱式たばこの利用者は男性が30.6%、女性が23.6%に上ることが報告されている（2018年国民健康・栄養調査）。加熱式たばこの受動喫煙に関して将来的な健康影響を予想することは困難であるとの理由で飲食店などでは一定の条件下で加熱式たばこの喫煙室の設置を認めることとなっており、法の施行にあたり一定の混乱が生じることも考えられる。混乱を避けるためには、保健医療従事者として最新かつ科学的なエビデンスを身につけておくことが必要であることから、加熱式たばこの有害性についてまとめた（稲葉らの稿）。

最新の研究では、新型コロナウイルス感染症の重症化リスクの要因に喫煙が強く関係している報告が相次いでいる。今後の感染症対策の一環としても、受動喫煙対策の重要性が増すと考えられる。本特集号が保健医療関係者のみならず、受動喫煙対策を推進したいと考えている事業者等の幅広い方々の参考になることを期待したい。

最後に、本特集の執筆者の皆様方におかれましては、コロナウイルス感染症対策等多忙を極める中、時間を割いて原稿を執筆して頂きました。この場を借りて深く感謝いたします。